

## 令和3年6月清須市議会定例会会議録

令和3年6月1日、令和3年6月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

### 1. 開会時間

午前 9時30分

### 2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

### 3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永	田	純	夫				
副	市	長	葛	谷	賢	二			
教	育	長	齊	藤	孝	法			
総	務	部	長	岩	田	喜	一		
危	機	管	理	部	長	丹	羽	久	登

市 民 環 境 部 長	石 田 隆
健 康 福 祉 部 長 兼 企 画 部 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 対 策 監	加 藤 久 喜
建 設 部 長	永 淵 貴 徳
会 計 管 理 者	吉 田 敬
教 育 部 長	加 藤 秀 樹
監 査 委 員 事 務 局 長	三 輪 晃 司
企 画 部 次 長 兼 人 事 秘 書 課 長	石 黒 直 人
企 画 部 次 長 兼 企 画 政 策 課 長	後 藤 邦 夫
総 務 部 次 長 兼 財 産 管 理 課 長	飯 田 英 晴
総 務 部 次 長 兼 収 納 課 長	三 輪 好 邦
建 設 部 次 長 兼 土 木 課 長	松 村 和 浩
建 設 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	長 谷 川 久 高
建 設 部 参 事	大 橋 秀 一
建 設 部 参 事	兼 松 俊 彦
企 業 誘 致 課 長	沢 田 茂
総 務 課 長	楢 本 雄 介
財 政 課 長	服 部 浩 之
税 務 課 長	渡 辺 由 利 子
危 機 管 理 課 長	舟 橋 監 司
市 民 課 長	伊 藤 嘉 規
保 険 年 金 課 長	篠 田 敬 幸
生 活 環 境 課 長	所 邦 治
産 業 課 長	梶 浦 庄 治
西 枇 杷 島 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	北 神 聖 久
清 洲 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	葛 山 悟
春 日 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	日 比 野 鋭 治
社 会 福 祉 課 長	鈴 木 許 行
高 齢 福 祉 課 長	古 川 伊 都 子

子 育 て 支 援 課 長	藏 城 浩 司
健 康 推 進 課 長 兼 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 対 策 室 長	寺 社 下 葉 子
新 清 洲 駅 周 辺 ま ち づ くり 課 長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	吉 野 厚 之
生 涯 学 習 課 長	辻 清 岳
ス ポ ー ツ 課 長	浅 野 英 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 管 理 事 務 所 長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	栗 本 和 宜
議 事 調 査 課 長	高 山 敬
議 事 調 査 課 係 長	鈴 木 栄 治

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 議案第 28 号 清須市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議案第 29 号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第 30 号 清須市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第 31 号 工事請負契約（（仮称）新・清洲児童センター新築工事）の締結について
- 日程第 10 議案第 32 号 工事請負契約（校舎長寿命化等改修工事（その 11））の締結について

- 日程第 1 1 議案第 3 3 号 工事請負契約（校舎長寿命化等改修工事（その 1 2））の締結  
について
- 日程第 1 2 議案第 3 4 号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 1 3 議案第 3 5 号 令和 3 年度清須市一般会計補正予算（第 4 号）案
- 日程第 1 4 報告第 2 号 令和 2 年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 1 5 報告第 3 号 令和 2 年度清須市下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 1 6 報告第 4 号 尾張土地開発公社令和 3 年度事業計画及び予算に関する書類に  
ついて
- 日程第 1 7 報告第 5 号 専決処分（和解）の報告について

（ 傍聴者 なし ）

( 時に午前 9時30分 開会 )

議長 (八木 勝之君)

おはようございます。

定刻になりましたので、令和3年6月清須市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、22名でございます。

なお、河口企画部長におかれましては、御家族に御不幸がございましたので、欠席でございますので、御報告をいたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、16番伊藤議員並びに17番岸本議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの22日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長 (八木 勝之君)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月22日までの22日間と決定いたします。

日程第3、諸般の報告をいたします。

議会閉会中の動向について報告いたします。

お手元に配付してあります議員活動状況報告書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

この議員活動状況報告書の中で主なものにつきましては、4月22日に名古屋市において第104回東海市議会議長会定期総会、また、5月26日に東京都において第97回全国市議会議長会定期総会、27日に市議会議員共済会代議員会がそれぞれ開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大が続いている状況に鑑み、書面会議による開催とされました。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年1月分から4月分までの例月出納検査の結果について議長宛てに提出されておりますので、受理したことを報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

これより議案の審議に入りますが、日程第4、諮問第1号から日程第17、報告第5号までを一括議題とし、市長から提案理由の説明を受けます。

その後、担当部長より内容の説明を受けますが、所管が連続している場合は一括して内容の説明を受けます。

日程第4、諮問第1号及び日程第5、諮問第2号の2案件につきましては人事案件でございますので、委員会付託を省略し、本日採決したいと思います。

採決の方法は諮問案件ですので、起立ではなく簡易表決とし、採決に先立ち質疑を行うこととなります。

なお、日程第10、議案第32号及び日程第11、議案第33号の2案件につきましては、本日質疑・討論を受け、採決を行うことが議会運営委員会において決定しております。

日程第14、報告第2号から日程第17、報告第5号までの4案件につきましては担当部長より内容の説明を受けます。

日程第6、議案第28号から日程第9、議案第31号まで及び日程第12、議案第34号、日程第13、議案第35号までの6案件につきましては、本日は提案理由及び内容説明を受けるのみで散会し、質疑のある方は6月3日正午までに発言通告書を提出していただき、6月11日の本会議において質疑を行った後、各常任委員会に審査を付託したいと思います。

以上のような進め方でございますが、これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長 (八木 勝之君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました方法で行うことに決定いたします。

日程第4、諮問第1号から日程第17、報告第5号までを一括議題といたします。

提案理由を市長より一括して受けます。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市長（永田 純夫君）

本日は、令和3年6月清須市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御出席を賜りありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件は、人権擁護委員の諮問2件、一部改正条例案3件、工事請負契約の締結3件、市道路線の認定及び廃止1件、一般会計補正予算案1件、令和2年度繰越計算書などの報告4件でございます。

諮問2件並びに議案第32号及び第33号の工事請負契約の締結の計4件につきましては、本日、御審議と御議決を賜りたいと存じます。

よろしく願いをいたします。

それでは、各案件について、順次、提案理由を申し上げます。

諮問第1号及び第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、横井圭子さん及び野村昌敏さんに人権擁護委員として引き続き御活躍をいただくため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

それぞれの方の経歴は御配付いたしました諮問案の裏面に掲載をいたしました。

議案第28号 清須市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案につきましては、行政不服審査法施行令の一部改正に鑑み、市民の利便性の向上及び行政手続の簡素化を図るため、審査申出書への押印等を廃止するための一部改正でございます。

議案第29号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの発行に係る手数料を地方公共団体情報システム機構が徴収することとなるため、個人番号カード再交付手数料を廃止するための一部改正でございます。

議案第30号 清須市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例案につきましては、児童扶養手当法の一部改正に伴い、母子・父子家庭医療費の支給制限に係る規定を整理するための一部改正でございます。

議案第31号 工事請負契約（（仮称）新・清洲児童センター新築工事）の締結につきましては、総合評価落札方式一般競争入札により落札いたしました名工建設株式会社名古屋支店と（仮称）新・清洲児童センターの建築に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第32号 工事請負契約（校舎長寿命化等改修工事（その11））の締結につきましては、総合評価落札方式一般競争入札により落札をいたしました昭和土建株式会社と清洲東小学校に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第33号 工事請負契約（校舎長寿命化等改修工事（その12））の締結につきましては、総合評価落札方式一般競争入札により落札いたしました神原建設株式会社と桃栄小学校に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第34号 市道路線の認定及び廃止につきましては、民間事業者が計画する開発事業に対応するため、市道路線の認定及び廃止をすることについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第35号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第4号）案につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化していることに伴い、子育て世帯生活支援特別給付金について既に支給を開始している低所得者のひとり親世帯に続き、その他の世帯に対しても支給を行う他、学校教育施設における消火設備や飲料用給水管の漏水を改善する必要がある給水設備の更新を行うなど、所要の補正を行うことといたしました。

補正額は1億7千635万5千円を追加し、予算の総額は284億1千361万円となります。

報告第2号 令和2年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、住民情報システム管理事業を始め22事業の繰越明許費繰越計算書を議会に報告するものでございます。

繰越額は、15億8千154万6千351円でございます。

報告第3号 令和2年度清須市下水道事業会計予算繰越計算書につきましては、汚水管渠整備事業を始め4事業の建設改良費の繰越計算書を議会に報告するものでございます。

繰越額は、2億6千802万5千円でございます。

報告第4号 尾張土地開発公社令和3年度事業計画及び予算に関する書類につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、尾張土地開発公社の令和3年度事業計画及び予算に関する書類を議会に提出するものでございます。

事業計画につきましては、取得面積は1万6千359.02平方メートル、取得金額は9億5千94万7千円、処分面積は4千941.24平方メートル、処分金額は2億3千154万円でございます。

予算につきましては、収益的収入は2億3千454万2千円、収益的支出は2億3千327万

8千円、資本的収入及び支出は11億8千542万4千円でございます。

報告第5号 専決処分（和解）の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている和解すること1件について専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては担当者から説明させますので、十分に御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（八木 勝之君）

日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議長（八木 勝之君）

質疑はございませんので、質疑を終了し、採決を行います。

日程第4 諮問第1号についてお諮りいたします。

人権擁護委員に横井圭子氏を適任とすることに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（八木 勝之君）

異議なしと認め、横井圭子氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議長（八木 勝之君）

質疑はございませんので、質疑を終了し、採決を行います。

日程第5、諮問第2号についてお諮りいたします。

人権擁護委員に野村昌敏氏を適任とすることに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（八木 勝之君）

異議なしと認め、野村昌敏氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第6、議案第28号 清須市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第28号について御説明します。

令和3年6月清須市議会定例会市長提出議案等の5ページを御覧ください。

議案第28号

清須市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年6月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、行政不服審査法施行令の一部改正に鑑み、市民の利便性の向上及び行政手続の簡素化を図るため、審査申出書への押印等を廃止する必要があるからです。

1枚はねていただきまして、6ページを御覧ください。

清須市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案

清須市固定資産評価審査委員会の一部を改正する条例

清須市固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

第5条から第11条の改正は、それぞれ審査申出書、口頭審理における口実書及び書記の作成する調書への押印または署名について廃止をするためのものです。

附則です。

この条例は、公布の日から施行する。

議案第28号の説明は以上です。

議長（八木 勝之君）

日程第7、議案第29号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案及び日程第8、議案第30号 清須市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例案の2案件について、市民

環境部長より一括して内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

< 市民環境部長（石田 隆君）登壇 >

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田です。

それでは、提出議案等の7ページをお願いいたします。

議案第29号

清須市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年6月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カード再交付手数料を廃止する必要があるからです。

1ページはねていただきまして、8ページをお願いいたします。

改正内容について御説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの発行に係る手数料を地方公共団体情報システム機構が徴収することとなるため、清須市手数料条例に掲げる個人番号カード再交付手数料の規定を削除するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、令和3年9月1日から施行するものでございます。

続きまして、提出議案等9ページをお願いいたします。

議案第30号

清須市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年6月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、児童扶養手当法の一部改正に伴い、母子・父子家庭医療費の支給制限に係る規定を整理する必要があるからです。

1枚はねていただきまして、10ページをお願いいたします。

改正内容について御説明いたします。

母子・父子家庭医療制度では、所得制限について児童扶養手当を準用しております。このたび児童扶養手当法の一部改正により支給制限を行う所得の範囲に非課税所得である障害年金等を含めることとする条項が新設されましたが、母子・父子家庭医療費の支給の停止に係る所得の範囲及びその計算方法につきましては従前の例によるものとするため、規定を整理するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

御説明は以上です。

議長（八木 勝之君）

日程第9、議案第31号 工事請負契約（（仮称）新・清洲児童センター新築工事）の締結について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

加藤健康福祉部長。

< 健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）登壇 >  
健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。よろしくお願いいたします。

令和3年6月清須市議会定例会市長提出議案等の11ページをお願いいたします。

議案第31号

工事請負契約（（仮称）新・清洲児童センター新築工事）の締結について  
地方自治法第96条第1項第5号の規定により、下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 （仮称）新・清洲児童センター新築工事
2. 契約の方法 総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札
3. 契約の金額 3億932万円
4. 契約の相手方 愛知県清須市枇杷島駅前東一丁目1番1 名工建設株式会社名古屋支店  
取締役常務執行役員支店長 木村 誠司

5. 契約の期間 着手 契約の日の翌日、完了 令和4年3月15日

令和3年6月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由の説明になります。はねていただきまして、12ページをお願いいたします。

工事の入札結果の報告となります。

主な内容を説明させていただきます。

工事名は、(仮称)新・清洲児童センターの新築工事であります。

工事箇所は、清須市清洲1017番地1。

工事内容では鉄骨造2階建て塔屋付でございます。

敷地面積572.13平方メートル、延床面積684.2平方メートル。

開札日時は、令和3年4月23日です。

備考になります。

入札参加業者は5社であり、そのうち評価値が一番高い名工建設株式会社名古屋支店が落札されました。

議案第31号の説明は以上でございます。

議長 (八木 勝之君)

日程第10、議案第32号 工事請負契約(校舎長寿命化等改修工事(その11))の締結について及び日程第11、議案第33号 工事請負契約(校舎長寿命化等改修工事(その12))の締結についての2案件について教育部長より一括して内容の説明を求めます。

加藤教育部長。

< 教育部長(加藤 秀樹君)登壇 >

教育部長(加藤 秀樹君)

教育部長の加藤でございます。

提出議案等の13ページをお願いします。

議案第32号

工事請負契約(校舎長寿命化等改修工事(その11))の締結について

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 校舎長寿命化等改修工事(その11)
2. 契約の方法 総合評価落札方式(特別簡易型)一般競争入札

3. 契約の金額 2億724万円

4. 契約の相手方 愛知県一宮市西島町5丁目8番地、昭和土建株式会社 代表取締役 尾関栄司

5. 契約の期間 着手 契約の日の翌日、完了 令和4年3月4日

令和3年6月1日提出

清須市長 永田純夫

おめくりいただきまして、14ページをお願いします。

工事入札結果の主な内容について御説明申し上げます。

この工事は、清洲東小学校の校舎長寿命化のための改修工事でございます。

工事内容は、防水・外壁改修・内壁改修など建築工事、電気設備工事及び機械設備工事でございます。

開札日は、令和3年4月23日で、備考でございますように入札参加業者は4社で、評価値が

1. 40でありました昭和土建株式会社が落札者となりました。

工事概要及び参考図面につきましては、黄緑色の表紙の提出議案等説明資料の9ページと11ページに掲載のほうをさせていただきました。

続きまして、15ページをお願いします。

議案第33号

工事請負契約（校舎長寿命化等改修工事（その12））の締結について

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 校舎長寿命化等改修工事（その12）

2. 契約の方法 総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札

3. 契約の金額 2億741万6円

4. 契約の相手方 愛知県一宮市北園通2丁目10番地、榊原建設株式会社 代表取締役 榊原 譲

5. 契約の期間 着手 契約の日の翌日、完了 令和4年3月4日

令和3年6月1日提出

清須市長 永田純夫

おめくりいただきまして、16ページをお願いいたします。

工事入札結果の主な内容について御説明申し上げます。

この工事は、桃栄小学校の校舎長寿命化のための改修工事でございます。

工事内容は、防水・外壁改修・内壁改修などの建築工事、電気設備工事、機械設備工事でございます。

開札日は、令和3年4月23日で、備考欄にございますように、入札参加業者は4社で、評価値が1.41でありました神原建設株式会社が落札者となりました。

工事概要及び参考図面につきましては、提出議案等説明資料の13ページ、15ページに掲載させていただきました。

議案第32号及び議案第33号につきましては早急に契約を締結し、夏休み期間中に集中的に工事を行う必要があるため、本日御審議を賜り、お認めいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

日程第10、議案第32号 工事請負契約（校舎長寿命化等改修工事（その11））の締結について及び日程第11、議案第33号 工事請負契約（校舎長寿命化等改修工事（その12））の締結についての2議案は、本日採決することが決定しております。

これより、質疑、討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は、挙手をし、議長の許可を得てから自席で、議席番号と名前、役職名を述べてからそれぞれ行ってください。

また、討論につきましては挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席をお願いいたします。

日程第10、議案第32号 工事請負契約（校舎長寿命化等改修工事（その11））の締結について質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議長（八木 勝之君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議長（八木 勝之君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

( 「なし」の声あり )

議 長 (八木 勝之君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第 3 2 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長 (八木 勝之君)

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 1 1、議案第 3 3 号 工事請負契約 (校舎長寿命化等改修工事 (その 1 2)) の締結について質疑のある方の挙手を求めます。

( 「なし」の声あり )

議 長 (八木 勝之君)

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

( 「なし」の声あり )

議 長 (八木 勝之君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

( 「なし」の声あり )

議 長 (八木 勝之君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第 3 3 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長 (八木 勝之君)

ありがとうございました

起立全員でございます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第34号 市道路線の認定及び廃止について、建設部長より内容の説明を求めます。

永渕部長。

< 建設部長（永渕 貴徳君）登壇 >

建設部長（永渕 貴徳君）

建設部長の永渕でございます。よろしくお願いいたします。

別添の令和3年度市道路線の認定及び廃止（議案・調書・図面）と書かれたものをお願いいたします。

表紙を1枚はねていただきまして、

議案第34号

市道路線の認定及び廃止について

道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線の認定をすること及び同法第10条第1項の規定に基づき市道路線の廃止をすることについて、同法第8条第2項及び同法第10条第3項の規定において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由でございます。

この案を提出するのは、民間事業者が計画する開発事業に対応するため、市道路線の認定及び廃止をする必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、2ページをお開きください。

今回認定いたします路線が掲載してございます。認定路線といたしまして、路線番号4532、野田町長久寺1号線から路線番号4581、長久寺3号線の4路線になります。

3ページには認定路線位置、概要図、はねていただきまして、4ページをお開きください。詳細図でございます。

次に、廃止路線といたしまして、5ページに路線番号4532、野田町長久寺1号線及び路線番号4533、野田町舟付1号線の2路線でございます。

6ページには廃止路線の位置、概要図、7ページには廃止路線の詳細図になります。

内容といたしましては、春日地区において民間事業者が計画する開発事業に対応するために廃

止をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（八木 勝之君）

日程第13、議案第35号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第4号）案について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第35号について御説明します。

令和3年度一般会計補正予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第35号

令和3年度清須市一般会計補正予算（第4号）

令和3年度清須市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7千635万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ284億1千361万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月1日提出

清須市長 永田純夫

1ページはねていただきまして、2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、補正額7千480万円の増額です。これは5月の第2回臨時会で御承認いただいた低所得のひとり親世帯に続き、その他の世帯に対しても支給を行うための特定財源で、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金です。

16款県支出金、3項県委託金、補正額40万円の新規計上は、道徳教育支援事業費の委託金です。

18款寄附金、1項寄附金、補正額100万円の新規計上です。新川中学校の卒業生による新川中学校への指定寄附金です。

19款繰入金、2項基金繰入金、補正額1億15万5千円の増額は財政調整基金繰入金です。右側の3ページを御覧ください。

歳出です。

3款民生費、2項児童福祉費、補正額7千480万円の増額です。低所得のその他の世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金費の新規計上です。

10款教育費、2項小学校費、補正額3千795万円の増額です。西枇杷島小学校の消火設備の漏水を改善するための整備費の増額です。

3項中学校費、補正額4千996万3千円の増額です。1つ目は、清洲中学校の飲料用配水管の漏水を改善するための整備費の増額4千876万3千円、2つ目は、県の委託金を活用した道徳教育を支援するための清洲中学校教育振興費の増額20万円と、3つ目は指定寄附金を財源とした新川中学校教育振興費の増額100万円です。

4項幼稚園費、補正額20万円の増額です。県の委託金を活用した道徳教育を支援するための西枇杷島第1幼稚園教育振興費の増額です。

5項社会教育費、補正額1千344万2千円の増額です。春日公民館費のバリアフリートイレの老朽化等に伴う不具合を補うための整備費の増額です。

議案第35号の説明は以上です。

議長（八木 勝之君）

日程第14、報告第2号 令和2年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第16、報告第4号 尾張土地開発公社令和3年度事業計画及び予算に関する書類について及び日程第17、報告第5号 専決処分（和解）の報告についての3案件について、総務部長より一括して内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

報告第2号、報告第4号及び報告第5号について御説明します。

まず、報告第2号です。

令和3年6月清須市議会定例会市長提出議案等の17ページを御覧ください。

報告第2号

令和2年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和2年度清須市一般会計補正予算（第12号）第2表の繰越明許費、令和2年度清須市一般会計補正予算（第13号）第2表の繰越金明許費及び令和2年度清須市一般会計補正予算（第14号）第2表の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度へ繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月1日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、18ページ、19ページを右に90度傾けて御覧ください。

令和2年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書、全部で22事業です。

2款総務費は、デジタル手続法対応事業です。

1項総務管理費、住民情報系システム管理事業は、繰越額662万2千円です。

3項戸籍住民基本台帳費、戸籍システム管理事務事業は繰越額642万4千円です。

3款民生費、1項社会福祉費、春日老人福祉センター整備事業は空調施設の整備費です。繰越額は2千554万5千300円です。

2項児童福祉費は、清洲児童館解体事業を除き、消毒用アルコールの購入など、新型コロナウイルス感染症の予防事業です。

ファミリー・サポート・センター事務事業は、繰越額5万4千円です。

民間保育所等感染拡大予防対策支援事業は、繰越額240万円です。

保育園運営事務事業は、繰越額329万5千円です。

児童館運営事務事業は繰越額151万円です。

清洲児童館解体事業です。繰越額は4千27万5千900円です。

母子通園施設事務事業は、繰越額29万8千円です。

子育て支援センター事務事業は繰越額49万6千円です。

4款衛生費、1項保健衛生費、母子保健事務事業は、繰越額15万円です。こんにちは赤ちゃん訪問事業は、繰越額18万1千円です。この2事業は消毒用アルコールの購入など、新型コロナウイルス感染症予防事業です。

その下の2事業は予防接種事業です。

新型コロナウイルス予防接種事務事業は、繰越額1億4千310万6千295円です。

新型コロナウイルス予防接種事業は、繰越額2億3千461万1千円です。

8款土木費、1項土木管理費、地籍調査事業は繰越額539万5千円です。

2項道路橋梁費、橋梁維持補修事業は繰越額511万5千円です。

白弓橋整備事業は、繰越額1千800万円です。

4項都市計画費、新清洲北土地区画整理事業は繰越額4億8千83万5千258円です。

西市場廻間線等整備事業は、繰越額2億2千211万7千733円です。

下本町丸之内線等整備事業は、繰越額1億1千184万5千165円です。

10款教育費、2項小学校費、清洲東小学校整備事業は校舎長寿命化等改修工事です。繰越額は2億5千667万4千円です。

4項幼稚園費、西枇杷島第1幼稚園整備事業は公共下水道接続事業です。繰越額は1千659万5千700円です。

一番下の合計欄を御覧ください。

全22事業の合計額です。

繰越明許費

予算額は15億8千674万円、翌年度繰越額は15億8千154万6千351円。

既収入特定財源は1億5千522万円、未収入特定財源は、国庫支出金6億3千133万8千295円、県支出金390万円、地方債3億8千万円で、計10億1千523万8千295円、一般財源は4億1千108万8千56円となっています。

報告第2号の説明は以上です。

次に、報告第4号について御説明いたします。

提出議案等の23ページを御覧ください。

報告第4号

尾張土地開発公社令和3年度事業計画及び予算に関する書類について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、尾張土地開発公社の令和3年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和3年6月1日提出

清須市長 永田純夫

それでは、別冊の令和3年度尾張土地開発公社予算書の1ページを御覧ください。

## 令和3年度尾張土地開発公社事業計画

第1条 令和3年度尾張土地開発公社の事業計画は、次に定めるところによる。

### 1. 用地の取得 処分計画

尾張土地開発公社設立団体等の必要とする公共用地、公用地等

取得面積は1万6千359.02平方メートル、取得金額は9億5千94万7千円です。

処分面積は4千941.24平方メートル、処分金額は2億3千154万円です。

1枚はねていただきまして、右側の3ページを御覧ください。

2. 処分の表の令和3年度の清須市の該当事業は上から6段目、一場公民館整備用地取得事業1です。

処分面積は525.62平方メートル、処分金額は1千752万5千円となっています。

1枚はねていただきまして、4ページを御覧ください。

令和3年度尾張土地開発公社予算です。

### 第2条 収益的収入及び支出

収入合計は2億3千454万2千円、支出合計は2億3千327万8千円となっています。

右側の5ページを御覧ください。

### 第3条 資本的収入及び支出です。

収入合計は11億8千542万4千円、支出合計も同額です。

### 第4条は借入金です。

2つ目の限度額です。限度額を9億5千444万7千円としています。

報告第4号の説明は以上です。

最後に、報告第5号について御説明します。

市長提出議案等の25ページを御覧ください。

### 報告第5号

#### 専決処分（和解）の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。この報告第5号は100万円以下の和解が該当します。

令和3年6月1日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、26ページを右に90度傾けて御覧ください。

1. 和解することについて、1件です。

専決処分年月日は令和3年4月6日、発生年月日は令和2年3月9日です。

次に、右から2つ目の欄、事件概要を御覧ください。

事件概要は、清須市役所北館地下駐車場において、相手方が運転する自家用普通乗用自動車がかつ該駐車場の構造物（梁）の角に接触し、当該自動車の左側面上部及び当該構造物に損傷が生じたことに対し、相手方は当該自動車の損傷を当該駐車場の設置または管理の瑕疵によるものとして損害賠償請求訴訟を起こしたものです。

相手方の住所、氏名は記載のとおりです。

和解条項です。

1. 本件事故に基づく各自の損害につき、各自の負担とすることに合意する。

2. 本件に関し、相手方及び清須市との間には、本和解条項に定めるものの他に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

3. 訴訟費用は各自の負担する。

本件に係る費用については、総合賠償補償の保険の範囲で対応していますので、この和解事務において別途追加で市が費用を負担することはありません。

報告第5号の説明は以上です。

以上で、報告第2号、報告第4号及び報告第5号の説明を終わります。

議長（八木 勝之君）

日程第15、報告第3号 令和2年度清須市下水道事業会計予算繰越計算書について、建設部長より報告を求めます。

永淵建設部長。

< 建設部長（永淵 貴徳君）登壇 >

建設部長（永淵 貴徳君）

建設部長の永淵でございます。よろしくお願いいたします。

提出案件の21ページをお願いいたします。

報告第3号

令和2年度清須市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和2年度清須市下水道事業会計予算を別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業

法第26条第3項の規定により報告する。

令和3年6月1日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、22ページをお願いいたします。

令和2年度清須市下水道事業会計予算繰越計算書

1款資本的支出、1項建設改良費。

事業名、汚水管渠整備事業、予算計上額9千905万5千円、翌年度繰越額9千905万5千円、財源内訳は、企業債5千200万円、国庫補助金2千196万円、損益勘定留保資金等2千509万5千円でございます。

土田排水区雨水管渠整備事業、予算計上額1億3千90万円、翌年度繰越額1億3千90万円、財源内訳、企業債6千540万円、国庫補助金4千55万円、損益勘定留保資金等2千495万円でございます。

続きまして、豊田川ポンプ場ストックマネジメント事業、予算計上額1千200万円、翌年度繰越額1千200万円、財源内訳、企業債600万円、国庫補助金350万円、損益勘定留保資金等250万円でございます。

西清洲ポンプ場整備事業、予算計上額2千607万円、翌年度繰越額2千607万円、財源内訳、企業債1千190万円、国庫補助金1千190万円、損益勘定留保資金等227万円でございます。

合計といたしまして、予算計上額2億6千802万5千円、翌年度繰越額2億6千802万5千円、企業債1億3千530万円、国庫補助金7千791万円、損益勘定留保資金等5千481万5千円でございます。

以上、報告をいたします。よろしくをお願いいたします。

議長（八木 勝之君）

これで、報告第2号 から報告第5号までの報告を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

早朝より大変御苦勞さまでございました。

これをもちまして本日は散会といたします。

（ 時に午前10時25分 散会 ）